

鳥獣の保護・管理の体制整備に関する現行基本指針の主な記述

<p>I 第十一 関係主体の役割の明確化と連携</p>	<p>1 関係主体ごとの役割</p> <p>鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。</p> <p>具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理の実施、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。</p> <p>(2) 地方公共団体の役割</p> <p>ア 都道府県</p> <p>都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護及び管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。</p> <p>具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。</p> <p>特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力を努めるものとする。</p> <p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥</p>	<p>P22-24</p>
-----------------------------	---	---------------

獣保護管理事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。

#### イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護及び管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護管理事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体群管理、生息環境管理並びに被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。

### (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

#### ア 事業者

鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

#### イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築並びに鳥獣の保護及び管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、

	<p>評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが期待される。専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。</p> <p>2 関係主体の連携</p> <p>(1) 鳥獣保護管理事業計画</p> <p>鳥獣保護管理事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。</p> <p>また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護及び管理すべき地域個体群に関連する国、地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。</p> <p>(2) 特定計画等</p> <p>国、都道府県、鳥獣保護管理事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及びその実施計画の効果的な実施を図るものとする。</p> <p>また、鳥獣の保護及び管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。</p> <p>さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体群管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護及び管理を進めるものとする。</p> <p>(3) 地域に根ざした取組の充実</p> <p>鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。</p> <p>また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。</p>	
I 第三 特定計画制度の推進	3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進 科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布、個	P12

	<p>体群動態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。</p> <p>また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。</p> <p>このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。(以下略)</p>	
<p>Ⅲ 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>5 鳥獣の管理を目的とする場合 (中略)</p> <p>3) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備</p> <p>有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。</p> <p>ア 捕獲隊の編成</p> <p>イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。</p> <p>なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。</p> <p>イ 関係者間の連携強化</p> <p>被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に</p>	<p>P48</p>

	<p>助言するものとする。</p> <p>ウ 被害防止体制の充実</p> <p>被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。</p>	
Ⅲ 第六特定計画の作成に関する事項	<p>11 計画の実行体制の整備</p> <p>保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。</p> <p>保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、都道府県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。国は、都道府県による専門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。</p>	P63
Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	<p>第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣行政担当職員 (中略)</li> <li>2 鳥獣保護管理員 (中略)</li> <li>3 保護及び管理の担い手の育成 (中略)</li> <li>4 鳥獣保護センター等の設置 (中略)</li> <li>5 取締り</li> <li>6 必要な財源の確保 (中略)</li> </ol>	P66-67

<p>Ⅲ第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p>	<p>4 鳥獣保護センター等の設置</p> <p>傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。</p>	<p>P67</p>
--------------------------------	---	------------